『千葉大学人文公共学研究論集』投稿規程

令和5年 5月 10日改訂
紀要委員会決定

第1条（目的）

千葉大学人文公共学研究論集（以下「本紀要」という。）は、千葉大学大学院人文公共学府（以下「本学府」という。）の研究紀要であり、本学府での研究活動の成果を内外に公表し、また院生にも研究成果の発表の場を提供することによって、研究成果を共有し、かつ広く社会に公開し、本学府での一層の研究活動の発展を目指すことを目的とする。

第2条（編集発行者と発行回数）

本紀要は、毎年１回発行し、編集・発行については、紀要委員会（以下「委員会」という。）がこれを行うものとする。ただし、委員会が必要と判断した場合には、複数回発行することができる。

第3条（投稿資格）

a.（投稿資格者）

本紀要に投稿する資格を有する者は、以下のとおりである。

（１）本学府において、研究・教育に従事している教員

（２）休学者を除く本学府及び人文社会科学研究科の博士後期課程所属院生（ただし、指導教員が内容を確認し、承認したものに限って掲載するものとする。）

（３）本学府博士後期課程及び人文社会科学研究科・社会文化科学研究科の学位取得者、単位取得退学者（ただし、委員会が内容を確認し、承認したものに限って掲載するものとする。また本項の該当者が多数に及ぶ場合は、委員会にて調整を行うことがある。）

（４）委員会が特に必要を認めた者（ただし、投稿者の申請による場合は、委員会が別に定める届出の提出を要する。また委員会が内容を確認し、承認したものに限って掲載するものとする。）

b.（休学者等の投稿について）

休学者、退学者（単位取得退学者を除く。）は、原則として、本紀要に単独で投稿することはできない。

本紀要への投稿後、学期内に休学した者は、その学期発行の号への掲載はできない。復学時に改めて投稿するものとする。

c.（複数人による投稿について）

複数人によるひとつの投稿は、論文、研究ノート、論文に準ずる字数で書かれている翻訳及び史資料紹介のみとし、本学府において研究・教育に従事している教員１名以上を含まなければならない。

第4条（スタイルガイド）

執筆については、委員会が別途作成するスタイルガイド（紀要執筆要領）に従うものとする。

第5条（未発表・完全原稿）

投稿原稿は、全て未発表のものとし、完全原稿で委員会へ提出する。

第6条（修正）

投稿された原稿について、委員会が書き直しを求める場合がある。

第7条（著作権）

本紀要に掲載された記事・論文などの著作権はそれぞれ著作者に属するが、各著作者は、本紀要の電子化・公開に必要な限度でその権利が本学府によって行使されることを承認するものとする。各著者は、本学府が本紀要の電子化・公開を目的として第三者に上記の権利の行使を委託する場合にも、この委託を承認するものとする。